



## 改 正 案

b. 年末実績(児童数20~36人・開設日数250日以上の施設後児童クラブ)

実施市名	放課後児童クラブ名	開設状況		児童数			年途中における新規開設 年月日
		年間開設日数 (a)	開設日数加算 対象日数 (a)-250	開設時間 平日分	長時間開設 区分	分割	
		日	日	時 ~ 時 (時 間) 長期休業日等 時 ~ 時 (時 間)	人 人 人	人	年 月 日
		日	日	時 ~ 時 (時 間) 長期休業日等 時 ~ 時 (時 間)	人 人 人	人	年 月 日
		日	日	時 ~ 時 (時 間) 長期休業日等 時 ~ 時 (時 間)	人 人 人	人	年 月 日
合計	クラブ	日	日	時間	時間	人 人 人	か所 か所

(注1)「長時間開設の平日分」欄は、授業日における1日の開設時間が6時間を超えて、かつ10時を越えて開始した場合の1年間平均時間数を、「長時間開設の区分別割合」は、「1日の開設時間が6時間を超えて開始した場合」の年間平均時間数を記入すること。

(注2)「児童数」欄の( )内は、障害児数を内数で記入すること。

(注3)「開設日数加算対象日数」は、「年間開設日数」が500日以上の場合は、50日とすること。また、授業日、長期休業日(土曜、日曜及び祝日を除く)及びクラブ開設上必要な開所日は、基本開設日数(250日)に含まれているので、対象日数については、開設時間が6時間以上のこと。

(注4)「分割」欄は、年度の途中にクラブを分割する(した)場合に○印を付し、分割前の出頭数は児童クラブ名を記入すること。

(注5)「年度途中における新規開設」欄は、年途中にクラブを新規で開設する場合に○印を付すること。

(注6)「新規開設年月日」欄は、(注5)により付した場合に、新規開設する(した)年月日を記入すること。

また、基本開設の算出においては、月割りにより算出すること。なお、「年度途中における新規開設」する(した)クラブについては、翌年度以降1年を経て開設した場合に、開設日数等が基本開設日数(250日)に満たないクラブは補助対象外であるので注意すること。

## 現 行

b. 年末実績(児童数20~36人・開設日数250日以上の施設後児童クラブ)

実施市名	放課後児童クラブ名	開設状況		児童数			年途中における新規開設 年月日			
		年間開設日数 (a)	開設日数加算 対象日数 (a)-250	開設時間 平日分	長時間 開設	1~3年	4~6年	計	障害児 区分	分割
		日	日	時 ~ 時 (時 間) 長期休業日等 時 ~ 時 (時 間)	人 人 人	人	人	人		
		日	日	時 ~ 時 (時 間) 長期休業日等 時 ~ 時 (時 間)	人 人 人	人	人	人		
		日	日	時 ~ 時 (時 間) 長期休業日等 時 ~ 時 (時 間)	人 人 人	人	人	人		
合計	クラブ	日	日	時間	時間	人 人 人	か所 か所			

(注1)「長時間開設の平日分」欄は、授業日における1日の開設時間が6時間を超え、かつ10時を越えて開始する場合に○印を付すること。

(注2)「児童数」欄の( )内は、障害児数を内数で記入すること。また、「障害児入室の場合は障害児を受け入れる場合に○印を付すること。

(注3)「児童の対象」は、障害児、障害難発生児、特別健常児並手当者を所持していること。ただし、手帳等を所持していない場合であっても、医師、児童相談所等公的機関の意見等により差別に對応すること。

(注4)「開設日数加算対象日数」は、「年間開設日数」が500日以上の場合は、50日とすること。また、授業日、長期休業日(土曜、日曜及び祝日を除く)及びクラブ開設上必要な開所日は、基本開設日数(250日)に含まれているので、対象日数については、開設時間が6時間以上のこと。

(注5)「分割」欄は、年途中にクラブを分割する(した)場合に○印を付し、分割前の出頭数は児童クラブ名を記入すること。

(注6)「年度途中における新規開設」欄は、年途中にクラブを新規で開設する場合に○印を付すること。

(注7)「新規開設年月日」欄は、(注6)により付した場合に、新規開設する(した)年月日を記入すること。

また、基本開設の算出については、月割りにより算出すること。なお、「年度途中における新規開設」する(した)クラブについては、翌年度以降1年を経て開設した場合に、開設日数等が基本開設日数(250日)に満たないクラブは補助対象外であるので注意すること。

c. 年末実績(児童数36~70人・開設日数250日以上の施設後児童クラブ)

実施市名	放課後児童クラブ名	開設状況		児童数			年途中における新規開設 年月日
		年間開設日数 (a)	開設日数加算 対象日数 (a)-250	開設時間 平日分	長時間開設 区分	分割	
		日	日	時 ~ 時 (時 間) 長期休業日等 時 ~ 時 (時 間)	人 人 人	人	年 月 日
		日	日	時 ~ 時 (時 間) 長期休業日等 時 ~ 時 (時 間)	人 人 人	人	年 月 日
		日	日	時 ~ 時 (時 間) 長期休業日等 時 ~ 時 (時 間)	人 人 人	人	年 月 日
合計	クラブ	日	日	時間	時間	人 人 人	か所 か所

(注1)「長時間開設の平日分」欄は、授業日における1日の開設時間が6時間を超え、かつ10時を越えて開始した場合の1年間平均時間数を、「長時間開設の区分別割合」は、「1日の開設時間が6時間を超えて開始した場合」の年間平均時間数を記入すること。

(注2)「児童数」欄の( )内は、障害児数を内数で記入すること。

(注3)「開設日数加算対象日数」は、「年間開設日数」が500日以上の場合は、50日とすること。また、授業日、長期休業日(土曜、日曜及び祝日を除く)及びクラブ開設上必要な開所日は、基本開設日数(250日)に含まれているので、対象日数については、開設時間が6時間以上のこと。

(注4)「分割」欄は、年途中にクラブを分割する(した)場合に○印を付し、分割前の出頭数は児童クラブ名を記入すること。

(注5)「年度途中における新規開設」欄は、年途中にクラブを新規で開設する場合に○印を付すること。

(注6)「新規開設年月日」欄は、(注5)により付した場合に、新規開設する(した)年月日を記入すること。

また、基本開設の算出においては、月割りにより算出すること。なお、「年度途中における新規開設」する(した)クラブについては、翌年度以降1年を経て開設した場合に、開設日数等が基本開設日数(250日)に満たないクラブは補助対象外であるので注意すること。

c. 年末実績(児童数36~70人・開設日数250日以上の施設後児童クラブ)

実施市名	放課後児童クラブ名	開設状況		児童数			年途中における新規開設 年月日
		年間開設日数 (a)	開設日数加算 対象日数 (a)-250	開設時間 平日分	長時間開設 区分	分割	
		日	日	時 ~ 時 (時 間) 長期休業日等 時 ~ 時 (時 間)	人 人 人	人	年 月 日
		日	日	時 ~ 時 (時 間) 長期休業日等 時 ~ 時 (時 間)	人 人 人	人	年 月 日
		日	日	時 ~ 時 (時 間) 長期休業日等 時 ~ 時 (時 間)	人 人 人	人	年 月 日
合計	クラブ	日	日	時間	時間	人 人 人	か所 か所

(注1)「長時間開設の平日分」欄は、授業日における1日の開設時間が6時間を超え、かつ10時を越えて開始する場合に○印を付すること。

(注2)「児童数」欄の( )内は、障害児数を内数で記入すること。また、「障害児入室の場合は障害児を受け入れる場合に○印を付すこと。

(注3)「児童の対象」は、障害児、障害難発生児、特別健常児並手当者を所持していること。ただし、手帳等を所持していない場合であっても、医師、児童相談所等公的機関の意見等により差別に對応すること。

(注4)「開設日数加算対象日数」は、「年間開設日数」が500日以上の場合は、50日とすること。また、授業日、長期休業日(土曜、日曜及び祝日を除く)及びクラブ開設上必要な開所日は、基本開設日数(250日)に含まれているので、対象日数については、開設時間が6時間以上のこと。

(注5)「分割」欄は、年途中にクラブを分割する(した)場合に○印を付し、分割前の出頭数は児童クラブ名を記入すること。

(注6)「年度途中における新規開設」欄は、年途中にクラブを新規で開設する場合に○印を付すること。

(注7)「新規開設年月日」欄は、(注6)により付した場合に、新規開設する(した)年月日を記入すること。

また、基本開設の算出においては、月割りにより算出すること。なお、「年度途中における新規開設」する(した)クラブについては、翌年度以降1年を経て開設した場合に、開設日数等が基本開設日数(250日)に満たないクラブは補助対象外であるので注意すること。

改 正 案

現 行

d. 幼児実績(児童数71人以上・開設日数250日以上の放課後児童クラブ)

実施市名	放課後児童クラブ名	年間開設日数 (a)	開設日数加算 対象日数 (a+50)	開設時間 平日分 夏期休業日等 時 時 間	長時間開設			分割	年度途中 における 新規開設	新規開設 年月日
					1~3年	4~6年	計			
					人	人	人			年 月 日
					( )	( )	( )			年 月 日
					人	人	人			年 月 日
					( )	( )	( )			年 月 日
					人	人	人			年 月 日
合 計	クラブ	日	日	時間	時間	人	人	人	か所	か所

(注1)「長時間開設の平日分」欄は、授業日における「1日の開設時間が6時間を超えて開設した場合」の年間平均時間数と「長時間開設の対象日部分」は、「1日の開設時間が6時間を超えて開設した場合」の年間延長時間数を記入する二点。

(注2)「児童数」欄の( )内は、障害児童を内数で記入すること。

(注3)「開設日数加算対象日数」は250日以上の場合、40日とすること。また、授業日、長期休業日(土曜、日曜及び祝日を除く)及びクラブ開設上必要な調所日は、基礎開設日数(250日)に含まれていること。対象日数については、開設時間が原則的に40日とすること。

(注4)「年間開設」欄は、年度の途中にクラブを分割する(した)場合に○印を付し、分割前の放課後児童クラブ名を記入すること。

(注5)「年度途中における新規開設」欄は、年基盤中にクラブを新規で開設する場合に○印を付入すること。

(注6)「新規開設年月日」欄は、(注5)により○印を付した場合に新規開設する(した)年月日を記入すること。

また、高齢者の算出においては、月割りにより算出すること。なお、「年度途中における新規開設」する(した)クラブについては、翌年度以降1年を通じて開設した場合に、開設日数等が基礎開設日数(250日)に満たないクラブは補助対象外であるので注意すること。

e. 幼児実績(児童数20人以上・開設日数200~249日)の放課後児童クラブ)

実施市名	放課後児童クラブ名	年間開設日数	開設時間	長時間 開設	児 童 数			分割
					1~3年	4~6年	計	
					人	人	人	
					( )	( )	( )	
					人	人	人	
					( )	( )	( )	
					人	人	人	
合 計	クラブ		時間	人	人	人	人	か所

(注1)「長時間開設の平日分」欄は、授業日における「1日の開設時間が6時間を超えて、かつ18時を越えて開設した場合」の年間平均時間数を記入すること。

(注2)「分割」欄は、年度の途中にクラブを分割する(した)場合に○印を付し、分割前の放課後児童クラブ名を記入すること。

d. 幼児実績(児童数71人以上・開設日数250日以上の放課後児童クラブ)

実施市名	放課後児童クラブ名	年間開設日数 (a)	開設日数加算 対象日数 (a+50)	開設時間	長時間 開設	1~3年	4~6年	計	分割	年度途中 における 新規開設	新規開設 年月日
						1~3年	4~6年	計			
						人	人	人			年 月 日
						( )	( )	( )			年 月 日
						人	人	人			年 月 日
						( )	( )	( )			年 月 日
						人	人	人			年 月 日
合 計	クラブ	日	日	時間	時間	人	人	人	か所	か所	年 月 日

(注1)「長時間開設」欄は、授業日における「1日の開設時間が6時間を超えて開設する場合」に○印を付すること。

(注2)「児童数」欄の( )内は、障害児童を内数で記入すること。

(注3)「新規開設」欄は、開設児童を内数で記入すること。

(注4)「新規開設の対象」は、障害児童、身体障害者手帳、特別障害児童手帳を所持していることただし、手帳若しくは障害児童手帳の認定書により該当に記載すること。

(注5)「開設日数加算対象日数」は250日以上の場合は、40日とすること。また、授業日、長期休業日(土曜、日曜及び祝日を除く)及びクラブ開設上必要な調所日は、基礎開設日数(250日)に含まれているので、対象日数については、開設時間が原則的に40日とすること。

(注6)「年間開設」欄は、(注5)により○印を付した場合に○印を付すること。

(注7)「新規開設年月日」欄は、(注6)により○印を付した場合に新規開設する(した)年月日を記入すること。

また、高齢者の算出においては、月割りにより算出すること。なお、「年度途中における新規開設」する(した)クラブについては、翌年度以降1年を通じて開設した場合に、開設日数等が基礎開設日数(250日)に満たないクラブは補助対象外であるので注意すること。

e. 幼児実績(児童数20人以上・開設日数200~249日)の放課後児童クラブ)

実施市名	放課後児童クラブ名	年間開設日数	開設時間	長時間 開設	児 童 数			分割
					1~3年	4~6年	計	
					人	人	人	
					( )	( )	( )	
					人	人	人	
合 計	クラブ		時間	人	人	人	人	か所

(注1)「長時間開設の平日分」欄は、授業日における「1日の開設時間が6時間を超えて、かつ18時を越えて開設した場合」の年間平均時間数を記入すること。

(注2)「分割」欄は、年度の途中にクラブを分割する(した)場合に○印を付し、分割前の放課後児童クラブ名を記入すること。

改 正 案

現 行

f 事業実績 総括表(a~eの計)

		実施か所数						開設日数加算対象日数
		a	b	c..	d	a~d 小計	e	
クラブ数	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	日
開設日数加算	か所	か所	か所	か所	か所	一	か所	
長時間開設	平日分	時間	時間	時間	時間	時間	時間	
	小所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	
	長期休暇分	時間	時間	時間	時間	時間	時間	
	か所	か所	か所	か所	か所	一	か所	

実施市町村数		児童数		
		1~3年	4~6年	計
		人	人	人
		( )	( )	( )

(注1)「開設日数加算対象日数」欄の( )内は、開設日数加算の対象となる日数の総数を記入すること。  
(注2)「児童数」欄の( )内は、障害児数を内数で記入すること。

③放課後子ども環境整備事業費

現行のとおり (略)

④放課後児童クラブ支援事業費

a ボランティア派遣事業

現行のとおり (略)

f 事業実績 総括表(a~eの計)

実施市名	実施か所数						開設日数 加算対象 日数	児童 数			障害児 受入	
	a	b	c	d	a~d 小計	e		a~e 合計	1~3年	4~6年	計	
	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )

(注1)「実施か所数」欄の( )内は、長時間開設前に〇印を記入したか所数を内数で、「 」内は、開設日数加算の対象となるクラブのか所数を内数で記入すること。

(注2)「開設日数加算対象日数」欄は、開設日数加算の対象となる日数の総数を記入すること。

(注3)「児童数」欄の( )内は、障害児数を内数で記入すること。また、「障害児受入」の欄は障害児を受け入れる場合にか所数を記入すること。

③放課後子ども環境整備事業費

(略)

④放課後児童クラブ支援事業費

a ボランティア派遣事業

(略)

改 正 案					現 行				
b 放課後子どもプラン実施支援等事業 現行のとおり (略)					b 放課後子どもプラン実施支援等事業 (略)				
c 放課後児童の衛生・安全対策事業 現行のとおり (略)					c 放課後児童の衛生・安全対策事業 (略)				
<u>d 障害児受入推進事業</u>									
市町村名	指導員の配置方法	配置人数	会社	会社	会社	会社	会社	会社	会社
○○市	1. 市町村が雇用し、放課後児童クラブに派遣								
	2. 放課後児童クラブが雇用し、その費用を市町村が委託費として支出								
	3. 放課後児童クラブが雇用し、当該指導員に係る経費を市町村が補助								
□□市	1. 市町村が雇用し、放課後児童クラブに派遣								
	2. 放課後児童クラブが雇用し、その費用を市町村が委託費として支出								
	3. 放課後児童クラブが雇用し、当該指導員に係る経費を市町村が補助								
合計 (市町村数)	1. 市町村が雇用し、放課後児童クラブに派遣								
	2. 放課後児童クラブが雇用し、その費用を市町村が委託費として支出								
	3. 放課後児童クラブが雇用し、当該指導員に係る経費を市町村が補助								

(注1)「指導員の配置方法」欄は、該当する配置方法に○をすること。

(注2)当該年度に障害児の受入を予定していたが、やむを得ない事情により、結果的に障害児がクラブを利用しなかった場合は、備考欄にその理由を記載すること。

## 改 正 案

### (3) 市町村分

### ①放課後兒童健全育成事業費

【注】定期開設の平日分：週末、毎日における「1日の開設時間数が最終時間まで、かつ1時間以上経てて閉鎖する場合」の平日平均開設数を、「1日の開設時間が最終時間まで、かつ1時間以上経てて閉鎖する場合」の平日平均開設数と同一とする。

[注2]「泥裏隊」團のくじ内は、陣容を隊を内閣で記入すること。

(注)新規開設年月日は、(注)により〇の持たれた場合に、規範設置されたした(年月日を記入すること。  
(注)新規開設年月日は、(注)により〇の持たれた場合に、規範設置されたした(年月日を記入すること。  
また、新規の算出については、月別により算出すること。なお、「年度途中における新規開設」するした(年月日については、翌年度以降1年を経て開設した場合に、開設日数等が基準と算出される。

### (3) 市町村分

### ①放課後兒童健全育成事業費

概要要領(年間数10~19人・開放日数250日以上の幼稚園児クラブ)		開設状況			児童数			年齢区分		新規開設 年月日	
実施市町村名	施設後見人名	年始開設日数 (a)	開設日数加算 例開設日数 (a)+250	開設期間	当時所持 開放	1~3歳	4~6歳	計	通園登録 登録	分母	年齢区分 に2017年 登録数
東京都	東京都立こども園	日	日	時 ~ 時 (時 間) 長期間休業日等 (時 間)	人	人	人	人	人	人	年 月 日
		日	日	時 ~ 時 (時 間) 長期間休業日等 (時 間)	人	人	人	人	人	人	年 月 日
		日	日	時 ~ 時 (時 間) 長期間休業日等 (時 間)	人	人	人	人	人	人	年 月 日
小計	クラブ	日	日	△	会員	人	人	人	会員	会員	会員
東京都	東京都立こども園	日	日	時 ~ 時 (時 間) 長期間休業日等 (時 間)	人	人	人	人	人	人	年 月 日
		日	日	時 ~ 時 (時 間) 長期間休業日等 (時 間)	人	人	人	人	人	人	年 月 日
		日	日	時 ~ 時 (時 間) 長期間休業日等 (時 間)	人	人	人	人	人	人	年 月 日
小計	クラブ	日	日	△	会員	人	人	人	会員	会員	会員
(合計行)	クラブ	日	日	△	会員	人	人	人	会員	会員	会員

以上が「長時間閉館」(即ち、閉館日における1日の開設時間が1時間を超える、かつ1日を越えて開設する場合)に印を付すること。

〔注2〕「児童被災者」欄の〔〕内は、障害児数を内数で記入すること。また、「障害児受入」の欄は障害児を受け入れる場合に□印を付すること。

<sup>〔註3〕</sup> 既存の、後半部、既存の者年齢、特別就業者年齢の算定を所持していること。上記、半導體者所持していること、会であっても、既存、半導體組合所公的機関の支障者により、

〔付4〕「閑設日数加算対象日数」は「年間開設日数」が300日以上の場合は、5日とする。また、閑設日、長期休暇日（土曜・日曜及び祝日を除く）及びクラブ開設と必要な満額日は、各施設毎日

数(250日)に含まれているので、対象日数については、開設時間が隔離8時間以上のこと。

(注5)「分割」は、年度の途中にクラブを分割する(した)場合に○印を付し、分割前の競技選手重複クラブ名を記入すること。

(送付)「年度集中における新規開設店舗」は、年度集中に2ヶ所を新規で開設する場合に○印を行なうこと。  
（送付）新規開設2ヶ所以上は、○印の代りに△印を記入すること。  
（送付）新規開設1ヶ所以上は、△印の代りに○印を記入すること。

また、基準額の算出については、月別に算出することなど、「年度途中における現況開設」による月別算出へすること。

脳梗死(250日)に満たないクラブは補助対象外であるので注意すること。



## 改 正 案

事業実績(月次数36~70人・開設日数250日以上の放課後児童クラブ)		開設状況			児童数			分割	年度途中における新規開設	新規開設年月日		
実施市町村名	放課後児童クラブ名	年間開設日数 (a)	開設日数加算 対象台数 (a)×250	開設時間	長時間開設 翌日公休日延長 (時 間)	短時間 長時間休業日開設 (時 間)	1~3年	4~6年	計	障害児 受け入れ		
		日	日	日	時 ~ 時 (時 間)	長期間休業日開設 (時 間)	人	人	人			年 月 日
		日	日	日	時 ~ 時 (時 間)	長期間休業日開設 (時 間)	人	人	人			年 月 日
		日	日	日	時 ~ 時 (時 間)	長期間休業日開設 (時 間)	人	人	人			年 月 日
小計	クラブ	日	日	地圖	地圖	地圖	人	人	人	か所	か所	か所
		日	日	日	時 ~ 時 (時 間)	長期間休業日開設 (時 間)	人	人	人			年 月 日
		日	日	日	時 ~ 時 (時 間)	長期間休業日開設 (時 間)	人	人	人			年 月 日
		日	日	日	時 ~ 時 (時 間)	長期間休業日開設 (時 間)	人	人	人			年 月 日
小計	クラブ	日	日	地圖	地圖	地圖	人	人	人	か所	か所	か所
合計	クラブ	日	日	地圖	地圖	地圖	人	人	人	か所	か所	か所

○ 年末実績(児童数36~70人・施設日数250日以上の放課後児童クラブ)

実施市町村名	放課後児童クラブ名	調査状況			児童数			割合	年度途中における新規開設	新規開設年月日
		年間開設日数 (n)	開設日数加算 対象日数 (n)=250	開設時間	裏面開設	1~3年	4~6年	計	壁面設 立込	
		日	日	時 ~ 時 (時 間) 長期休業日等時 (時 間)		人	人	人		
		日	日	時 ~ 時 (時 間) 長期休業日等時 (時 間)		人	人	人		年 月 日
		日	日	時 ~ 時 (時 間) 長期休業日等時 (時 間)		人	人	人		年 月 日
	小計	日	日	時 ~ 時 (時 間) 長期休業日等時 (時 間)		人	人	人		年 月 日
		日	日	時 ~ 時 (時 間) 長期休業日等時 (時 間)	か所	人	人	人	か所	か所
		日	日	時 ~ 時 (時 間) 長期休業日等時 (時 間)	人	人	人			
		日	日	時 ~ 時 (時 間) 長期休業日等時 (時 間)		人	人	人		年 月 日
		日	日	時 ~ 時 (時 間) 長期休業日等時 (時 間)		人	人	人		年 月 日
		日	日	時 ~ 時 (時 間) 長期休業日等時 (時 間)		人	人	人		年 月 日
	小計	日	日	時 ~ 時 (時 間) 長期休業日等時 (時 間)	か所	人	人	人	か所	か所
		日	日	時 ~ 時 (時 間) 長期休業日等時 (時 間)	人	人	人			
		日	日	時 ~ 時 (時 間) 長期休業日等時 (時 間)	人	人	人			
(合計)	小計	日	日	時 ~ 時 (時 間) 長期休業日等時 (時 間)	か所	人	人	人	か所	か所
		日	日	時 ~ 時 (時 間) 長期休業日等時 (時 間)	人	人	人		か所	か所

(注)「基幹取扱店数」は、運営日における1日以内の既存店舗の総数を指す。又この日数を算えて既存店舗の日数に付けること。  
（注）「既存店舗の内」の内、坪数を算めて付けること。また、「既存店舗の内」の内は坪数を算めて付ける場合は坪数に付けること。  
（注）販売実績の算出は、販売額、累積販売額、前年同期販売額等を所持していること。されば、平均値等を所持していない場合は、医師・開業相談所公的機関の販売額により累積に付けること。  
(注)「過去日数」は対象累計期間。「今問隔日数」は100日以上の場合、50日とする。また、累積日、業務休業日(土曜、日曜及び祝日を除く)及びクラブ開設日必要な調査日は、基幹取扱日(20日)に含まれているので、対象日数について、調査期間が既存店舗日数と同じこと。  
(注)「分類別累計」は、各店の過去にクラブを算出した場合)印合に印をし、分類別の販売額を算出しグラフを記入すること。  
(注)「新規開設店数」は、運営日における新規開設店舗の総数を指す。又この日数を算えて新規開設店舗の日数に付けること。  
(注)「既存店舗の内」の内、坪数を算めて付けること。また、「既存店舗の内」の内は坪数を算めて付ける場合は坪数に付けること。  
また、基幹の算出については、運営日より算出することと、「既存店舗における販売実績算出(する)」クラブについては、翌年度以降1年を満てて開設した場合に、経営日数等が基礎日数(120日)を超えた場合はラップ率を算出するまでの日数に付けること。

改 正 案

現 行

d. 事業実績(従業員7人以上・初設日数250日以上の施設後見裏クラブ)

実施市町村名	放課後児童クラブ名	開設状況			児童数	分割	年度途中における新規開設	新規開設年月日
		年間開設日数(a)	開設日数加算対象日数(a-250)	開設時間				
		日	日	(時 ~ 時) 長期休業日割合 (時 ~ 時)	人 人 人			年 月 日
		日	日	(時 ~ 時) 長期休業日割合 (時 ~ 時)	人 人 人			年 月 日
		日	日	(時 ~ 時) 長期休業日割合 (時 ~ 時)	人 人 人			年 月 日
小計	クラブ	日	日	時間 開設	人 人 人	か所 か所		
		日	日	(時 ~ 時) 長期休業日割合 (時 ~ 時)	人 人 人			年 月 日
		日	日	(時 ~ 時) 長期休業日割合 (時 ~ 時)	人 人 人			年 月 日
		日	日	(時 ~ 時) 長期休業日割合 (時 ~ 時)	人 人 人			年 月 日
小計	クラブ	日	日	時間 開設	人 人 人	か所 か所		
(市町村)	クラブ	日	日	時間 開設	人 人 人	か所 か所		
合計	クラブ	日	日	時間 開設	人 人 人	か所 か所		

(注1)「新規開設の平日分」欄は、事業日ににおける1日の開設時間が午前部を組み、かつ1回目を終えて開設する場合の「午前平均開設数」、「1日の開設時間内が午後部を組んで開設する場合の「午後平均開設数」」は、「1日の開設時間内が午後部を組んで開設する場合の「午後平均開設数」」と同一である。

(注2)「午後部」欄の( )内には、複数開設区分数で記入すること。

(注3)「開設日数加算対象日数」は「年間開設日数」が300日以上の場合、60日とすること。また、授業日、長期休業日(土曜、日曜及び祝日を除く)及びクラブ開設上必要な開所日は、基礎開設日数(250日)に含まれているので、対象日数については、開設時間が原則6時間以上のこと。

(注4)「分割」欄は、年度の途中にクラブを分割する(した)場合に〇印を付し、分割前の放課後児童クラブ名を記入すること。

(注5)「年度途中における新規開設」欄は、年度途中にクラブを開設する(した)年月日を記入すること。

(注6)「新規開設年月日」欄は、(注5)により〇を付した場合に、新規開設する(した)年月日を記入すること。

また、基準額の算出については、月割りにより算出すること。なお、「年度途中における新規開設」する(した)クラブについては、翌年度以降1年を通じて開設した場合に、開設日数等が基礎開設日数(250日)に満たないクラブは掲載除外であるので注意すること。

d. 事業実績(従業員7人以上・開設日数250日以上の施設後見裏クラブ)

実施市町村名	放課後児童クラブ名	開設状況			児童数	分割	年度途中における新規開設	新規開設年月日
		年間開設日数(a)	開設日数加算対象日数(a-250)	開設時間				
		日	日	(時 ~ 時) 長期休業日割合 (時 ~ 時)	人 人 人			年 月 日
		日	日	(時 ~ 時) 長期休業日割合 (時 ~ 時)	人 人 人			年 月 日
		日	日	(時 ~ 時) 長期休業日割合 (時 ~ 時)	人 人 人			年 月 日
小計	クラブ	日	日	時間 開設	人 人 人	か所 か所		
		日	日	(時 ~ 時) 長期休業日割合 (時 ~ 時)	人 人 人			年 月 日
		日	日	(時 ~ 時) 長期休業日割合 (時 ~ 時)	人 人 人			年 月 日
		日	日	(時 ~ 時) 長期休業日割合 (時 ~ 時)	人 人 人			年 月 日
小計	クラブ	日	日	時間 開設	人 人 人	か所 か所		
(市町村)	クラブ	日	日	時間 開設	人 人 人	か所 か所		
合計	クラブ	日	日	時間 開設	人 人 人	か所 か所		

(注1)「新規開設」欄は、事業日ににおける1日の開設時間が午前部を組み、かつ1回目を終えて開設する場合に〇印を付すること。

(注2)「午後部」欄の( )内には、複数開設区分数で記入すること。また、「午後平均開設数」は午後登録者数で算出すること。

(注3)「施設の対象は、複数至達、身障児童等半額、低所得児童半額を対象としていること。ただし、半額を用意している場合はあっても、原則、年賃相撲所等的機関の運営等)により実施が決定される。

(注4)「開設日数加算対象日数」は「年間開設日数」が300日以上の場合、30日とすること。また、授業日、長期休業日(土曜、日曜及び祝日を除く)及びクラブ開設上必要な開所日は、基礎開設日数(250日)に含まれているので、対象日数については、開設時間が原則6時間以上のこと。

(注5)「分割」欄は、年度の途中にクラブを開設する(した)場合に〇印を付し、分割前の放課後児童クラブ名を記入すること。

(注6)「年度途中における新規開設」欄は、年度途中にクラブを開設する(した)年月日を記入すること。

(注7)「新規開設年月日」欄は、(注6)により〇を付した場合に、新規開設する(した)年月日を記入すること。

また、基準額の算出については、月割りにより算出すること。なお、「年度途中における新規開設」する(した)クラブについては、翌年度以降1年を通じて開設した場合に、開設日数等が基礎開設日数(250日)に満たないクラブは掲載除外であるので注意すること。

改 正 案

現 行

■事業実績(営業日数20人以上・開設日数200~249日の放課後児童クラブ)

実施市町村名	放課後児童クラブ名	開 設 状 況			児童 数			分割
		年間開設日数	開設時間	長時間開設	1~3年	4~6年	計	
		日	(時 ~ 時) 長期休業日等 時 ~ 時)		人	人	人	
		日	(時 ~ 時) 長期休業日等 時 ~ 時)		人	人	人	
		日	(時 ~ 時) 長期休業日等 時 ~ 時)		人	人	人	
小計	クラブ		時間		人	人	人	か所
		日	(時 ~ 時) 長期休業日等 時 ~ 時)		人	人	人	
		日	(時 ~ 時) 長期休業日等 時 ~ 時)		人	人	人	
		日	(時 ~ 時) 長期休業日等 時 ~ 時)		人	人	人	
小計	クラブ		時間		人	人	人	か所
(合計)	クラブ		時間		人	人	人	か所

(注1)「長時間開設の平日分」欄は、授業日における「1日の開設時間が6時間を超えて、かつ18時を越えて開設した場合」の年間平均開設日数を記入すること。

(注2)「分割」欄は、年度の途中にクラブを分割する(した)場合に○印を付し、分割前の放課後児童クラブ名を記入すること。

■事業実績(営業日数20人以上・開設日数200~249日の放課後児童クラブ)

実施市町村名	放課後児童クラブ名	開 設 状 況			児童 数			分割
		年間開設日数	開設時間	長時間開設	1~3年	4~6年	計	
		日	(時 ~ 時) 長期休業日等 時 ~ 時)		人	人	人	
		日	(時 ~ 時) 長期休業日等 時 ~ 時)		人	人	人	
		日	(時 ~ 時) 長期休業日等 時 ~ 時)		人	人	人	
小計	クラブ		時間		人	人	人	か所
		日	(時 ~ 時) 長期休業日等 時 ~ 時)		人	人	人	
		日	(時 ~ 時) 長期休業日等 時 ~ 時)		人	人	人	
		日	(時 ~ 時) 長期休業日等 時 ~ 時)		人	人	人	
小計	クラブ		時間		人	人	人	か所
(合計)	クラブ		時間		人	人	人	か所

(注1)「長時間開設の平日分」欄は、授業日における「1日の開設時間が6時間を超えて、かつ18時を越えて開設する場合」に○印を付すること。

(注2)「分割」欄は、年度の途中にクラブを分割する(した)場合に○印を付し、併せて分割前の放課後児童クラブ名を記入すること。

改 正 案

f 事業実績 総括表(a～eの計)

	実施か所数							開設日数 加算対象 日数
	a	b	c	d	a～d 小計	e	a～e 合計	
クラブ数	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	日
開設日数加算	か所	か所	か所	か所	か所	—	か所	
長時間開設	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	
平日分	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	
長期休眠分	時間	時間	時間	時間	時間	—	時間	
	か所	か所	か所	か所	か所	—	か所	

実施市町村数	児童数		
	1～3年	4～6年	計
	人	人	人
	( )	( )	( )

(注1)「開設日数加算対象日数」欄は、開設日数加算の対象となる日数の総数を記入すること。  
(注2)「児童数」欄の( )内は、障害児数を内数で記入すること。

現 行

f 事業実績 総括表(a～eの計)

実施市町村数	実施か所数							開設日数 加算対象 日数	現 重 数			
	a	b	c	d	a～d 小計	e	a～e 合計		1～3年	4～6年	計	障害児 受入
	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )		人	人	人	人所
	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )		( )	( )	( )	( )

(注1)「実施か所数」欄の( )内は、長時間開設欄に〇印を記入したか所数を内数で、( )内は、開設日数加算の対象となるクラブのか所数を内数で記入すること。  
(注2)「開設日数加算対象日数」欄は、開設日数加算の対象となる日数の総数を記入すること。  
(注3)「児童数」欄の( )内は、障害児数を内数で記入すること。また、「障害児受入」欄は障害児を受け入れる場合にか所数を記入すること。

②放課後子ども環境整備事業費

現行のとおり (略)

③放課後児童クラブ支援事業費

a ボランティア派遣事業

現行のとおり (略)

b 放課後子どもプラン実施支援等事業

現行のとおり (略)

②放課後子ども環境整備事業費

(略)

③放課後児童クラブ支援事業費

a ボランティア派遣事業

(略)

b 放課後子どもプラン実施支援等事業

(略)

改 正 案

c 放課後児童の衛生・安全対策事業  
現行のとおり (略)

d 障害児受入推進事業

直新村名	指導員の配置方法	配置人數		か所数	
		合計	職員	合計	職員
〇〇市	1. 市町村が雇用し、放課後児童クラブに派遣				
	2. 放課後児童クラブが雇用し、その費用を市町村が 委託費として支出				
	3. 放課後児童クラブが雇用し、当該指導員に係る経 費を市町村が補助				
□□市	1. 市町村が雇用し、放課後児童クラブに派遣				
	2. 放課後児童クラブが雇用し、その費用を市町村が 委託費として支出				
	3. 放課後児童クラブが雇用し、当該指導員に係る経 費を市町村が補助				
合計 (市町村数)	1. 市町村が雇用し、放課後児童クラブに派遣				
	2. 放課後児童クラブが雇用し、その費用を市町村が 委託費として支出				
	3. 放課後児童クラブが雇用し、当該指導員に係る経 費を市町村が補助				

(注1)「指導員の配置方法」欄は、該当する配置方法に○をすること。

(注2)当該年度に障害児の受入を予定していたが、やむを得ない事情により、結果的に障害児がクラブを利用しなかった場合は、備考欄にその理由を記載すること。

別紙様式6

現行のとおり (略)

別紙様式7

現行のとおり (略)

別紙様式8

現行のとおり (略)

現 行

c 放課後児童の衛生・安全対策事業  
(略)

(別紙)

児童厚生施設等整備費交付要綱新旧対照表

改 正 後	現 行
別 紙  児童厚生施設等整備費交付要綱  (通則) 1. (略)	別 紙  児童厚生施設等整備費交付要綱  (通 則) 1. 児童厚生施設等整備費の国庫補助については、予算の範囲内において交付するものとし、法令又は予算の定めるところに従い補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適化法施行令」という。）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年厚生省・労働省令第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。
(交付の目的) 2. (略)	(交付の目的) 2. この補助金は、児童手当法（昭和46年法律第73号）第29条の2に規定する児童育成事業として、児童厚生施設等の整備の促進を図ることにより児童の福祉の増進に資することを交付の目的とする。
(定 義) 3. この要綱において「児童厚生施設等」とは、次に掲げるものをいう。 (1) (略)	(定 義) 3. この要綱において「児童厚生施設等」とは、次に掲げるものをいう。 (1) 平成2年8月7日厚生省発児第123号本職通知の別紙「児童館の設置運営要綱」（以下「設置運営要綱」という。）の第2から第4に定める小型児童館、児童センター（大型児童センターを含む。以下同じ。）及び大型児童館（「C型児童館」を除く。以下同じ。）。 (2) 平成19年3月30日18文科生第587号・雇児発第0330039号文部科学省生涯学習政策局長・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知の別添2「放課後児童健全育成事業実施要綱」に基づく事業（以下「放課後児童健全育成事業」という。）を実施するための施設（以下「放課後児童クラブ室」という。）。
(2) (略)	4. この要綱において「施設整備」とは、次の表の整備区分ごとに掲げる整備内容をいう。
4. (略)	

改 正 後		現 行	
整備区分	整 備 内 容	整備区分	整 備 内 容
創 設	新たに施設を整備すること。 ただし、小型児童館及び児童センター（大型児童センターを除く。）においては、年長児童用整備を伴う整備をすること。	創 改 拡	新たに施設を整備すること。 既存施設の改築整備をすること。 既存施設の改築整備をすること。 ただし、小型児童館及び児童センター（大型児童センターを除く。）においては、年長児童用整備を伴う整備をすること。
改 築	既存施設の改築整備をすること。 ただし、小型児童館及び児童センター（大型児童センターを除く。）においては、年長児童用整備を伴う整備をすること。	改 築	既存施設の改築整備をすること。 既存施設の改築整備をすること。 （1）小型児童館を児童センターとするため既存施設の延面積の増加を図る整備をすること。 （2）既設の小型児童館及び児童センターにおいて、放課後児童健全育成事業を実施するため、延面積の増加を図る整備をすること。 （3）既設の小型児童館及び児童センター（大型児童センターを除く。）において、年長児童用整備を伴う既存施設の延面積の増加を図る整備をすること。
拡 張	（1）既設の小型児童館及び児童センター（大型児童センターを除く。）において、年長児童用整備を伴う既存施設の延面積の増加を図る整備をすること。 （2）既設の小型児童館及び児童センター（大型児童センターを除く。）において、放課後児童健全育成事業を実施するため、延面積の増加を図る整備をすること。 （3）既設の小型児童館及び児童センター（大型児童センターを除く。）において、年長児童用整備を伴う既存施設の延面積の増加を図る整備をすること。	大規模修繕	（1）既存施設について、平成6年6月23日児発第608号厚生省児童家庭局長通知「児童厚生施設整備における大規模修繕等の取扱いについて（以下「通知」という。）」により整備すること。 （2）既設の小型児童館及び児童センター（大型児童センターを除く。）において、年長児童用整備を伴う上記通知による整備をすること。
大規模修繕	（1）既存施設について、平成6年6月23日児発第608号厚生省児童家庭局長通知「児童厚生施設整備における大規模修繕等の取扱いについて（以下「通知」という。）」により整備すること。 （2）既設の小型児童館及び児童センター（大型児童センターを除く。）において、年長児童用整備を伴う上記通知による整備をすること。		

(交付の対象)

5. この補助金は、次の事業を交付の対象とする。
  - (1) 設置運営要綱に基づき都道府県が設置する大型児童館の施設整備
  - (2) 設置運営要綱に基づき指定都市及び中核市が設置するB型児童館、小型児童館、児童センター及び3の(2)に定める放課後児童クラブ室の創設のための施設整備
  - (3) 設置運営要綱に基づき市町村（特別区を含み指定都市及び中核市を除く。以下同じ。）が設置するB型児童館、小型児童館、児童センター及び3の(2)に定める放課後児童クラブ室の創設のための施設整備に対し、都道府県が行う補助
  - (4) 設置運営要綱に基づき社会福祉法人及び民法（明治29年法律第89号）第34条の規定により設立された法人（以下「社会福祉法人等」という。）が設置するB型児童館、小型児童館、児童センター及び3の(2)に定める放課後児童クラブ室の創設のための施設整備に対し、都道府県、指定都市又は中核市が行う補助

(交付の対象)

5. この補助金は、次の事業を交付の対象とする。
  - (1) 設置運営要綱に基づき都道府県が設置する大型児童館の施設整備
  - (2) 設置運営要綱に基づき指定都市及び中核市が設置するB型児童館、小型児童館及び児童センターの施設整備
  - (3) 設置運営要綱に基づき市町村（特別区を含み指定都市及び中核市を除く。以下同じ。）が設置するB型児童館、小型児童館及び児童センターの施設整備に対し、都道府県が行う補助
  - (4) 設置運営要綱に基づき社会福祉法人及び民法（明治29年法律第89号）第34条の規定により設立された法人（以下「社会福祉法人等」という。）が設置するB型児童館、小型児童館及び児童センターの施設整備に対し、都道府県、指定都市又は中核市が行う補助